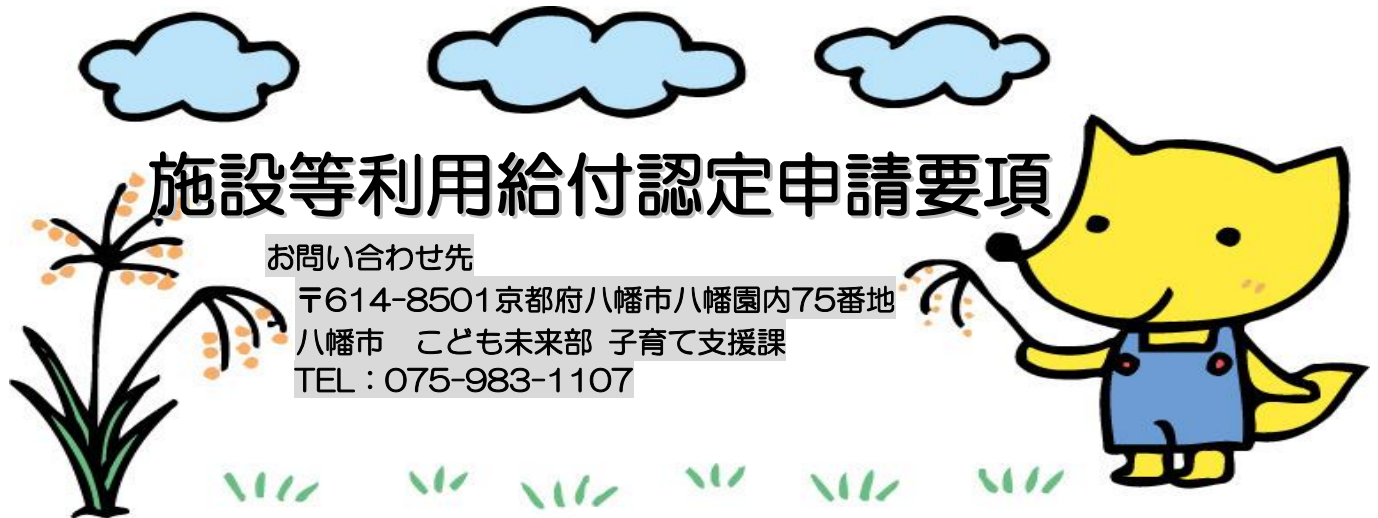




お問い合わせ先

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地
八幡市 こども未来部 子育て支援課
TEL：075-983-1107

国の制度に基づき、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している3～5歳児（幼稚園部分については、満3歳以上）の子どもの保育料等が無償になります。

利用する施設やサービスによっては、保育料等の無償化を受けるため、「施設等利用給付認定」の手続きが必要となります。対象となる方は、この申請要項に沿って手続きしてください。

手続きが必要な方	・満3歳以上で私学助成対象の私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校（幼稚部）に在園している方（入園予定の方を含む）
手続きが必要な可能性のある方	・幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用している方（利用予定の方を含む） ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用している方（利用予定の方を含む）

※ 企業主導型保育事業所を利用している方は、各事業所で確認してください。

■ 認定区分と申請要件

認定区分により申請要件が異なりますので、下記を確認してください。

保育を必要とする理由の詳細は、裏面をご覧ください。

認定区分	申請要件
1号認定	満3歳児～5歳児
2号認定	保育を必要とする理由のある世帯の3歳児～5歳児
3号認定	保育を必要とする理由があり、かつ住民税非課税世帯等に該当する世帯の0歳児～2歳児

※ 市民税非課税世帯等には、市民税非課税世帯、生活保護世帯、里親が含まれます。

【2号認定・3号認定を申請する方は以下の年齢区分を参考にしてください】

年齢区分（生年月日）			
0歳児	令和7年4月2日以降	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

■「保育を必要とする理由」と「認定の有効期間」

「保育を必要とする理由」は、下表のいずれかに該当し、お子さまの保育が困難な家庭が対象となります。
2号認定・3号認定を申請する際は、以下の理由に応じて就労証明書等の書類を添付する必要があります。

理由	内容	有効期間※1
①就労	外勤、内職、自営業等で1ヶ月あたり64時間以上労働することを常態としている場合	小学校入学まで（ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで）
②妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もない場合	出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の月末（小学校入学までの方が短い場合その期間）
③疾病・障がい	病気にかかり、若しくは負傷し、または心身に障がいを有している場合	小学校入学まで（ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで）
④介護・看護	同居の親族（長期入院などを行っている親族を含む）を常時介護または看護している場合	
⑤災害復旧	災害等の復旧にあたっている場合	
⑥求職活動※2	求職活動を継続的に行っている場合	申請日の翌月1日から原則2ヶ月（小学校入学までの方が短い場合その期間）
⑦就学	大学、職業訓練学校等に就学している場合	保護者の卒業予定日の月末（小学校入学までの方が短い場合その期間）
⑧虐待・DV	虐待またはDVのおそれがある場合	小学校入学まで（ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで）
⑨育児休業	育児休業を取得する際に、すでに認可外施設等を利用している子どもの継続が必要な場合※3	育児休業の期間（小学校入学までの方が短い場合その期間）
⑩その他	その他、上記に類する状態と市長が認める場合	市長が必要と認める期間

※1 3号認定を受けた場合、認定の有効期間については、上記の表で「小学校入学まで」とあるものが「満3歳になった最初の3月31日まで」になります。翌4月1日以降の認定については、現況確認で保育を必要とする理由が確認できた場合、自動的に2号認定に切り替えられます。

※2 求職活動を理由とする申請は、年度内に1回限りとします。

※3 一時預かり事業、病児保育事業等は、育児休業による継続認定はできません。

■申請から請求までの流れ

入園までの流れ	備考
①必要書類の入手	申請に必要な様式は、市役所に用意しています。（市のホームページからも印刷可） <u>保育を必要とする理由の確認書類（就労証明書等）は、事業所等を経由するため、作成に時間を要する場合がありますのでご注意ください。</u>
②必要書類の提出	書類の記載内容等を確認のうえ、受付期間内に市役所等に提出してください。（申請期間は以下を確認してください。）
③通知書の発行	申請書類の内容を確認し、要件に該当している方に「施設等利用給付認定通知書」を発行します。有効期間等を確認の上、大切に保管してください。
④施設等の利用	通知書に記載の認定開始日から施設等の利用料が無償化となります。 施設等から発行される領収書等は、請求の際に必要ですので、必ず保管してください。 ※施設等の利用については、施設に直接ご相談ください。
⑤利用料等の請求	施設等の利用にかかった料金を請求してください。 なお、請求に必要な書類を紛失されている場合、無償化の対象になりませんので、ご注意ください。

※提出の際は、すべての必要書類が揃っていないと認定できません。

※請求は、年4回（3カ月に1度）となります。必要書類の紛失にご注意ください。

（私学助成対象幼稚園の保育料及び入園料については、請求の必要はありません。）

■申請に必要な書類

施設等利用給付認定の申請をされる方は、次の書類を市役所等へ提出してください。

(1) 施設等利用給付認定申請書

お子さま1人につき1部必要です。

(2) 本人確認書類

申請時に窓口で以下の①～③のいずれかをご提示ください。

①「マイナンバーカード」

②「運転免許証等の身分証明書（顔写真あり）」と「マイナンバーが確認できる書類」

③「健康保険証、年金手帳等の身分証明書（顔写真なし）」を2つと「マイナンバーが確認できる書類」

(3) 保育を必要とする理由を証明する書類（2号認定、3号認定を希望する方のみ）

保育を必要とする理由に応じて、次の書類を施設等利用給付認定申請書に添付してください。兄弟姉妹で、同時に申請をされる場合、2人目以降は写しを添付してください。

なお、育児休業を理由に新規申請をご検討の場合、子育て支援課にご相談ください。

理由	必要書類
①就労	就労証明書※（勤務先が複数の方は全ての勤務先の証明書、自営業の方は開業届等の客観的証明の写し）または、耕作証明書（180日以上）
②妊娠・出産	親子健康手帳の写し（表紙および分娩予定日が記載されている頁）
③疾病・障がい	保護者の診断書※、または障害者手帳の写し
④介護・看護	（介護を受ける方）診断書※、または介護保険被保険者証（要介護1～5に限る）、介護・看護状況申告書
⑤災害復旧	り災証明書、申立書
⑥求職活動	就労誓約書兼申立書※（後日、求職活動状況申告書）
⑦就学	在学証明書、カリキュラム
⑧虐待・DV	（虐待）児童相談所等の意見書、（DV）被害届等の公的機関の証明
⑨その他	事情により異なりますので、子育て支援課までお問い合わせください。

※ 必ず市が指定する様式にて提出してください。

■申請書の提出期限

(1) 令和8年4月1日から公私立幼稚園・認定こども園への入園を希望し、入園に合わせて施設等利用給付認定を申請する場合

申請期限：令和8年3月19日（木）まで

申請受付場所：入園書類の提出先

※上記申請期限以降も、随時受付は行っています。

(2) 年度途中から公私立幼稚園（私学助成を受けている幼稚園は除く）・認定こども園への入園を希望し、入園に合わせて施設等利用給付認定を申請する場合

申請期限：入園書類の提出期限まで

申請受付場所：入園書類の提出先

(3) 私学助成を受けている幼稚園への入園を希望し、入園に合わせて施設等利用給付認定を申請する場合

申請期限等は園に直接ご確認ください。なお、すでに園に在園している方が、他市から本市に転入してきた場合も手続きが必要です。

※対象事業等の利用を開始されるまでに必要な書類をすべてそろえて、申請してください。なお、認定前に利用した利用料等については、無償化の対象となりません。また、書類に不備等があった場合は、認定が遅れることがありますので、ご了承ください。

■施設等利用給付認定により無償化される利用料等

認定区分により無償化される利用料等が異なります。

【全認定共通】

無償化の対象となる料金	月額上限
私学助成対象の私立幼稚園の保育料および入園料	25,700 円
国立大学附属幼稚園の保育料および入園料	8,700 円
国立特別支援学校幼稚部の保育料および入園料	400 円

【2号認定・3号認定のみ】

無償化の対象となる料金	月額上限
幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料	2号認定：11,300 円 3号認定：16,300 円 ※月額上限の他に利用日数による上限額が 設けられます。（上限額：利用日数×450 円）
認可外保育施設、一時預かり事業、 病児保育事業、ファミリーサポートセンター 事業（送迎のみの利用を除く）の利用料	幼稚園・認定こども園の在園児 …① 11,300 円（3号認定は 16,300 円）から、無償化 対象となる預かり保育利用料を差し引いた額
	その他の方 2号認定：37,000 円 3号認定：42,000 円

※幼稚園・認定こども園の在園児については、園の提供する預かり保育が、年間 200 日以上の開所かつ教育
時間を含む保育時間が平日 8 時間以上で提供されている場合、①は無償化の対象となりません。

※給食費、教材費、行事費等の実費料金については無償化の対象となりません。

■認定後のお願い

認定後は、下記の点にご注意ください。詳しくは、子育て支援課までご連絡ください。

（１）施設等利用給付認定通知書の保管

市から交付された「施設等利用給付認定通知書」は、園から提示を求められる場合もありますので、必ず保護者が大切に保管してください。

（２）認定の変更

認定の内容に変更がある場合、速やかに認定の変更申請を行ってください。

必要書類は、園または子育て支援課にご確認ください。



■保育を必要とする理由が変わる場合

■有効期間の延長が必要な場合

■住所変更および婚姻・離婚等により家庭の状況に変更が生じた場合 等

（３）確定申告等による市町村民税額の変更

年度途中の確定申告等により市町村民税額に変更が生じた場合は、必ず子育て支援課にご連絡ください。

（４）次年度も継続して2号認定、3号認定を希望する場合

次年度も継続して利用される方は、保育を必要とする理由の確認書類を提出いただく必要があります。